

浅間山の噴火警戒レベルを2へ引上げ

本日（23日）16時00分に浅間山の噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引き上げました。山頂火口から概ね2kmの範囲では警戒が必要です。

浅間山では、3月15日頃から浅間山の西側での膨張を示すと考えられるわずかな傾斜変動が認められています。また、20日以降、山体浅部を震源とする火山性地震が増加し、本日（23日）に入ってからさらに増加しています。

浅間山では、火山活動が高まっており、今後、山頂火口から概ね2kmの範囲に影響を及ぼす小噴火が発生する可能性があることから、本日（23日）16時00分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引き上げました。

山頂火口から概ね2kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 高木

電話 03-6758-3900（内線 5182） FAX 03-3434-9044